産業雇用安定センターは**全国最大規模の出向サービス**の提供機関

雇用シェアで従業員を守る企業をサポート

在籍型出向制度

無料

コロナ禍だからこそ、企業も働く人も
みんなで援け合う「雇用」のカタチ

人材送出側

感染症の影響により雇用維持に苦慮する企業・事業所

感染症の影響で従業員の仕事がない。雇用を維持するために一時的に他社で働いてほしい。

メリット

1. 雇用維持
2. 回復後の人材確保
3. 期間限定
4. 産業雇用安定助成金 詳しくは裏面へ

人材受入側

感染症の影響などにより人手不足が生じている企業・事業所

人手不足が感染症の影響などで加速している。人員の確保が急務である。

メリット

1. 即戦力の人材確保
2. 採用コストの軽減
3. 期間限定 ※繁忙期等
4. 産業雇用安定助成金 詳しくは裏面へ

出向の事例

一般貸切旅客自動車運送業（観光バス）	インバウンドの外国人観光客の減少により観光バス運転手の雇用維持に苦慮している。	一般貨物自動車運送業（トラック運送）	従来からの人手不足に加えて、感染症により食料品や衛生資材の輸送やDIY関連商品の出荷が増加。トラック運転手や倉庫関連の人員確保が急務である。
旅館・ホテル業	感染症の影響などにより稼働率が大幅に低下したため、4月入社の新入社員を自宅待機させていたが、社員教育を兼ねて出向を活用したい。	総合スーパー	新入社員の教育の重要性を理解し、出向受け入れを行った。地域企業間の相互協力の一環としての意味合いもあった。
製鋼・製鋼圧延業	感染症の影響により輸出が減少している。その間、異業種に出向させることにより品質検査等のレベルの底上げを図りたい。	自動車・同付属品製造業	年末にかけて製造ラインの要員が不足するため、製造業の熟練者を早めに確保したい。

公益財団法人
産業雇用安定センター 秋田事務所
〒010-0951 秋田県秋田市山王3-1-7 東カンビル4階
TEL **018-823-7024** FAX 018-883-4215

ご利用時間 9:00～17:00
（土・日・祝日を除く）

センターのホームページ

「産業雇用安定助成金」のご案内

本助成金の相談・申請先は産業雇用安定センターではありません。
お問い合わせは都道府県労働局またはハローワークとなりますのでご留意ください。

助成金の対象となる「出向」

前提

雇用維持を目的とする出向が対象です

（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。

雇用維持を図るための助成ですので、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提です

その他の要件

- 出向元と出向先が、親子・グループ関係にないなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること。
- 出向先で別の人を出向させたり離職させる、玉突き出向を行っていないことなどの要件があります。

助成金の特徴

1 出向元／出向先両方とも助成金が受けられます

対象事業主

出向元事業主　新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主。

出向先事業主　当該労働者を受け入れる事業主

2 出向運営経費・出向初期経費の2つの助成があります

❶出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円／日	

❷出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用 、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など、出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額※	各5万円／1人当たり（定額）	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

3 助成対象となる経費

■出向開始日が令和3年1月1日以降の場合、出向開始日以降の出向運営経費および1月1日以降の出向初期経費が助成対象となります。

■出向開始日が令和3年1月1日より前の場合、1月1日以降の出向運営経費のみ助成対象となります。

受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との契約 ※1
労働組合などとの協定、出向予定者の同意
→ **計画届提出・要件の確認** ※2
→ **出向の実施**
→ **支給申請** ※3
助成金受給 ※4

※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

※2 出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として出向計画届を作成し、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。（手続きは出向元事業主が行います）

※3 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として支給申請書を作成し、都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。（手続きは出向元事業主が行います）

※4 支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

産業雇用安定助成金の申請・問い合わせ先

都道府県労働局・ハローワーク　ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課（助成金センター）およびハローワークまでお問い合わせください。

★助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもございますので、詳しくは「産業雇用安定助成金ガイドブック」（厚生労働省作成）をご確認ください

産業雇用安定助成金　検索